

## 社会福祉法人に対する法人税等の優遇措置の継続に係る意見書

政府税制調査会において、社会福祉法人等の公益法人の課税のあり方が議論されており、例えば課税対象となる収益事業の範疇であっても、社会福祉法人が介護サービス事業を実施する場合には非課税とされており、こういった民間事業者との競合が発生しているものについては、経営形態間での課税の公平性を確保していくため、その取扱いについて見直しが必要であるとされた。

しかしながら、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立された法人であり、その公益性・非営利性に鑑みて、事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持分は認められない、事業を廃止した場合の残余財産は最終的には国庫に帰属しなければならない、事業からの収益は社会福祉事業及び一部の公益事業のみにしか充当できない、などの強い公的規制を受けている。

一方、営利法人においては、このような規制はなく、事業の効率性を追求し、利益を上げることが可能であり、社会福祉法人とは性質を異にするものである。

よって、国におかれては、以上の趣旨を踏まえ、社会福祉法人に対する法人税等の税制上の優遇措置について継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
厚生労働大臣